

## 埼玉純真短期大学 入学金免除規程

### (目的)

第1条 この規程は、埼玉純真短期大学(以下「本学」という)学則第37条の規定により、本学の建学の精神に則り、入学金の一部または全額の免除について定める。

### (免除対象者)

第2条 前条における入学金免除対象者は、次のとおりとする。

- (1) 本人が学校法人純真学園の出身者であり、1年次に入学する者
- (2) 本人の姉妹・親など二親等以内の者が、本学の卒業生または在学者であり、本人が1年次に入学する者
- (3) 姉妹・親など二親等以内の者が、同一年度に1年次に入学する者の内1名の者
- (4) 遠隔地から入学する者で、入学金を免除するに相当と本学が認めた者(原則として、東京都、埼玉県、群馬県、栃木県、茨城県、千葉県を除くが、地理的な状況や交通手段の事情により、自宅からの通学が困難であると判断した場合は、この都県を対象に含める)
- (5) 児童養護施設出身者で、所属する施設の長から推薦のあった者
- (6) 原則として、一般入試において特に優れた者

### (免除者の決定)

第3条 入試広報委員会で免除対象者は選考の上、教授会で審議し、学長が決定し、理事会に報告するものとする。

### (免除対象者数)

第4条 第2条第4号、第6号及び第7号に該当する者は、同一年度内において、概ね10名程度とする。

### (その他の事項)

第5条 この規程に定めるものの他、運用その他の事項は教授会の議を経て、理事会で決定する。

### (規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の承認を得るものとする。

### 附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。